

一般経営資金 一般貸付

1 目 的

中小企業者等に対し、事業活動の維持・安定に必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、経営基盤の強化に資する。

2 融 資 対 象

中小企業者等

3 融 資 条 件

融資条件は次の表のとおりとする。

資 金 使 途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）										
融 資 金 額	8,000万円以内 中小企業等協同組合等にあつては、2億円以内										
融 資 期 間	1年超10年以内（うち据置1年以内）										
融 資 利 率	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[固定金利]</td> <td style="width: 50%; border: none;">[変動金利]</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">3年以内 年1.5%</td> <td style="border: none;">年1.5%</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">5年以内 年1.7%</td> <td style="border: none;">（融資期間が3年を超える取扱いの 場合に限る）</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">7年以内 年1.9%</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">10年以内 年2.1%</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	[固定金利]	[変動金利]	3年以内 年1.5%	年1.5%	5年以内 年1.7%	（融資期間が3年を超える取扱いの 場合に限る）	7年以内 年1.9%		10年以内 年2.1%	
[固定金利]	[変動金利]										
3年以内 年1.5%	年1.5%										
5年以内 年1.7%	（融資期間が3年を超える取扱いの 場合に限る）										
7年以内 年1.9%											
10年以内 年2.1%											
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。										
信 用 保 証	必要により信用保証協会の保証に付することがある。										
保 証 料 率 (※)	<p>[一般保証適用の場合]</p> <p>経営状況に応じ年0.40%～1.71%（9段階）</p> <p>特別小口保険適用の保証 年0.64%</p> <p>（信用保証協会が定める要件に該当する場合は、上記から0.1%又は0.2%割り引く）</p> <p>[経営安定関連保証適用の場合]</p> <p>（責任共有制度の対象外となる場合）</p> <p>普通保険適用の保証 年0.70%</p> <p>無担保保険適用の保証 年0.68%</p> <p>特別小口保険適用の保証 年0.48%</p> <p>（責任共有制度の対象となる場合）</p> <p>普通保険適用の保証 年0.60%</p> <p>無担保保険適用の保証 年0.58%</p> <p>特別小口保険適用の保証 年0.41%（NPO法人に限る）</p> <p>（信用保証協会が定める要件に該当する場合は、上記から0.1%割り引く）</p>										

(※) 本貸付区分を保証付きで利用する場合、令和2年（2020年）3月31日保証承諾分まで、北海道信用保証協会の割引措置が適用となる。

（上記料率は、割引適用後の料率）

4 融 資 の 申 込 み

本貸付の融資の申込方法は「あっせん申込み」又は「直接申込み」とし、申込みに必要な書類は次のとおりとする。

なお、取扱金融機関及び信用保証協会は、融資審査上あるいは保証審査上必要と認める場合には、添付書類とは別に資料等の提出を求めることができるものとする。

●添付書類

決算書等 2期分(※)	登記簿謄本 (登記事項証明書)	(設備資金の場合) 見積書又 は契約書	その他必要と認める書類
○	○	○	

(※) 2期分の決算又は申告が終了していない者にあつては、提出可能な決算書等（提出可能な決算書等がない場合は不要）及び直近の試算表とする。

5 取扱表示

次の表示を付して取り扱うものとする。

道一般

取扱細目

1 中小企業等協同組合等に対する取扱いについて

中小企業等協同組合等に対し、組合員への転貸のための資金を融資する場合は次によるものとする。

- (1) 融資金額は転貸先の1組合員につき5,000万円以内とし、かつ1組合に対する融資総額（既往融資残高を含む。）は2億円以内とする。
- (2) 転貸先の組合員は、総則第4の融資対象に該当する中小企業者とする。
- (3) 転貸のための融資を受けた組合は、この要領に定める融資条件により、直ちに組合員に貸し付けるものとする。